

第1章



計画策定の沿革・目的

第1章のサイトマップ

1. 計画策定の沿革

2. 計画の目的

3. 委員会の設置・経緯

(1) 板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会の設置

(2) 史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会の設置

4. 計画の位置づけ

(1) 板橋区における上位計画と関連計画

①板橋区基本構想

②板橋区基本計画 2025

③いたばし No.1 実現プラン 2021

④板橋区教育ビジョン 2025・いたばし学び支援プラン 2021

⑤板橋区産業振興構想 2025・板橋区産業振興事業計画 2021

(2) 史跡整備に関する計画

①板橋区史跡公園（仮称）基本構想

(3) 関係法令と規制について

①文化財保護法

②建築基準法・消防法

③都市計画法

④都市公園法、都市公園法施行令、東京都板橋区立公園条例

⑤景観法

⑥河川法

⑦高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（バリアフリー新法）

⑧東京における自然の保護と回復に関する条例

5. 計画の実施

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

史跡陸軍板橋火薬製造所跡は、東京都板橋区加賀一丁目7・8番（地番3356-121外4筆）に所在する近代化遺産群である。

板橋火薬製造所は、明治4年（1871）、兵部省が、江戸最大の大名屋敷であった加賀藩下屋敷平尾邸の跡地の一部を確保し、同9年に開業した官営工場（西洋式火薬製造所）である。

その後、何度かの組織改遷を経て、終戦時には東京第二陸軍造兵廠板橋製造所（通称、二造）と称した。隣接する北区側には東京第一陸軍造兵廠が、さらに両区をまたいで陸軍兵器廠が配置されるなど、全国最大規模の陸軍造兵廠関連施設がこの東京北西部に集中していた。これら関連施設の展開は、近接する区内志村地域などに、東京光学機械（現トプコン）に代表される多数の関係工場の成立・展開を促すなど、東京北西部の産業の礎となった。

戦後には、内務省が旧陸軍造兵廠の敷地・建物を管理し、研究所や学校、病院、工場等が入居し、昭和22年（1947）に内務省が解体された後は大蔵省（現財務省）の管轄となった。入居団体の中には、現在の史跡指定地内に入居した野口研究所や理化学研究所も含まれており、このうち理化学研究所板橋分所においては、戦後所長となる物理学者の仁科芳雄博士や、仁科に学んだ湯川秀樹、朝永振一郎両博士などが研究に取り組んでいたとされ、世界的な物理学研究の中心となっていた。

しかし、終戦後70年以上を経過する中で、広範囲に残っていた陸軍板橋火薬製造所の遺構の多くは、施設の建替えや開発等により徐々にその姿を消し、平成20年代になると野口研究所および理化学研究所板橋分所のほかに、東京家政大学、財団法人愛世会の敷地に建造物や遺構がわずかに残る状況となっていた。

一方で1990年代以降、全国的に近代遺跡・近代化遺産を保護する動きが生じ、平成2年に文化庁が開始した全国調査「近代化遺産（建造物等）総合調査」や、平成8年に同じく文化庁が開始した全国調査「近代遺跡調査」などに促され、全国各地に所在する近代化遺産の把握をめざす調査が始まった。このような機運の高まりから、全国各地に残る様々な近現代の建造物や遺構が、文化財的な枠組みの中で、評価され保存されるようになってきた。

平成26年（2014）以降、板橋区は野口研究所の整備とそれに伴う開発計画および理化学研究所の移転に関する情報を得たため、当地に残る建造物・遺構群を、日本の近代史を理解する上で極めて重要な近代化遺産であると位置付け、その保護を前提とする全庁的な検討を重ねた。その結果、区は近代遺跡・近代化遺産をめぐる全国的な動向を踏まえ、当地を文化財として恒久的に保存し、また史跡の価値を活かした、板橋

区の地域史や産業史、平和に関する学びの場として活用することと、当地を公有化し史跡公園として整備する方向を定めた。

その後、平成 26 年度に旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査団を結成し、当該地に現存する建造物・遺構の把握のため、調査を実施し、結果として、平成 28 年 3 月に『旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所 近代化遺産群調査報告書』を、平成 29 年 3 月に『陸軍板橋火薬製造所跡調査報告書』を刊行するに至った。この調査により、改めて当地に残る建造物・遺構群の文化財的な価値を明らかにすることができ、平成 29 年 1 月には国史跡の指定に向けて文部科学大臣へ、東京都を通じて意見具申を行った。



調査風景

その際、野口研究所の敷地については前述の開発計画もあり、区が公有化できた旧野口研究所敷地の開発計画の約半分の面積を対象地域として具申した。平成 29 年 6 月、国の諮問機関である文化審議会より文部科学大臣へ答申され、平成 29 年 (2017) 10 月 13 日に文部科学省告示第 137 号により「陸軍板橋火薬製造所跡」として国の史跡に指定された。

上記の動きと並行して、板橋区は平成 26 年度以降、政策経営部、土木部、産業経済部、教育委員会事務局などの関係諸課で組織する産業遺産検討会を継続的に開催し、全庁的な連携を図りながら当該地を史跡公園として整備するための検討を続けた。一方で、平成 28 年 11 月には研究者と地域の代表者からなる「板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会」を立ち上げ、史跡の保存と活用のより良いあり方を議論し、平成 29 年 8 月「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を策定した。

国史跡の指定を受けたことで、改めて文化庁の指針を基に保存活用計画の策定を行うこととなり、平成 30 年 4 月「史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会」を組織、本計画の検討に入った。

2. 計画の目的

史跡指定地に現存する遺構や建造物は、明治期から昭和期にかけての状態を良好にとどめており、近代における火薬製造のあり方を理解することができるものとして、平成 29 年 (2017) 10 月の官報告示第 137 号によって、国の史跡に指定された。前述の通り、板橋区は、この史跡の価値を守り、近代化遺産として後世へ伝えるために、公

有化を進め、公園として整備することを計画している。

よって本計画の目的は、史跡陸軍板橋火薬製造所跡の価値を再確認し、さらに史跡公園として整備する上での課題を抽出するとともに、これからのより良い保存と活用のあり方を示すことである。

3. 委員会の設置・経緯

(1) 板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会の設置

平成28年11月、当地に関する区方針の具体化をめざす基本構想を策定するために、学識経験者や区の文化、地域振興、産業振興などの関係各分野における団体・連合会の代表者を構成員とした板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会を設置し、平成29年度末まで全6回にわたる協議を重ねた。さらに、学識委員からなる施設整備専門部会・施設利活用専門部会を立ち上げ、全6回の会議を実施し、史跡の保存と活用のあり方について検討を進めてきた。

これらの委員会での議論の成果として、平成29年8月には「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を策定、これを基本方針として基本計画の策定に着手した。

●板橋区史跡公園（仮称）整備構想委員会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	平成28年 11月18日（金）	14名	委員会の趣旨と公園整備の進め方、近代化遺産群の概要について意見交換
第2回	平成29年 1月23日（月）	11名	委員会スケジュール、整備の基本的考え方などについて意見交換
第3回	平成29年 4月25日（火）	11名	整備の基本的な考え方、基本構想案（素案）について意見交換
第4回	平成29年 7月14日（金）	13名	整備の基本的な考え方、基本構想案（素案）のまとめ
第5回	平成29年 12月18日（月）	11名	今後の計画策定の進め方について意見交換
第6回	平成30年 3月29日（木）	12名	平成30年度の検討体制および検討スケジュールについて意見交換、史跡現地視察

●施設整備専門部会・施設利活用専門部会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	平成28年 12月21日（水）	5名	専門部会の進め方、史跡公園予定地の状況説明、基本コンセプト・基本方針の考え方について意見交換
第2回	平成29年 2月2日（木）	5名	史跡の構成要素、基本コンセプト・基本方針案について意見交換
第3回	平成29年 3月27日（月）	5名	整備の基本的な考え方の確認、整備構想ゾーニング・整備方針等について意見交換

●施設整備専門部会・施設利活用専門部会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第4回	平成29年 6月13日(火)	6名	整備の基本的な考え方、基本構想案(素案)のまとめ
第5回	平成29年 8月28日(月)	6名	基本計画(案)の基本コンセプトや基本計画について検討
第6回	平成29年 9月25日(月)	6名	基本計画(案)の施設公開・活用等の計画について検討

●板橋区史跡公園(仮称)整備構想委員会 委員一覧

委員長	田原 幸夫	京都工芸繊維大学大学院特任教授・ICOMOS 会員・ DOCOMOMO 会員(文化遺産保存活用デザイン)
副委員長	鈴木 淳	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研 究室教授(近代化遺産産業史・史跡整備)
委員	鈴木 一義	国立科学博物館産業技術史資料情報センター長 (科学史・産業技術史)
委員	波多野 純	日本工業大学名誉教授・旧東京第二陸軍造兵廠火薬研 究所等近代化遺産群調査団長(建築史・保存修復・近 代遺産群)
委員	小野 良平	立教大学観光学部観光学科教授 (造園・風景計画学)
委員	大森 整	理化学研究所主任研究員 (生産工学)
委員	斉藤 博	特定非営利活動法人日本都市文化再生支援センター理 事長(都市デザイン)
委員	小林 保男	板橋区文化団体連合会会長
委員	平塚 幸雄	板橋区町会連合会副会長
委員	安達 博一	一般社団法人板橋産業連合会板橋大山支部長
委員	萱場 晃一	板橋区商店街連合会副会長
委員	吉村 健正	東京商工会議所板橋支部会長
委員	深山 宏	板橋区観光協会会計担当・常任理事
委員	塚田 耕太郎	加賀まちづくり協議会副会長

●施設整備専門部会 委員一覧

部会長	鈴木 淳	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室教授（近代化遺産産業史・史跡整備）
委員	小野 良平	立教大学観光学部観光学科教授（造園・風景計画学）
委員	斉藤 博	特定非営利活動法人日本都市文化再生支援センター理事長（都市デザイン）

●施設利活用専門部会 委員一覧

部会長	鈴木 一義	国立科学博物館産業技術史資料情報センター長（科学史・産業技術史）
委員	大森 整	理化学研究所主任研究員（生産工学）
委員	槌田 博文	チームオプト株式会社 代表取締役社長（工学）

（※）肩書きはいずれも当時のもの、以下同じ

（2）史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会の設置

前述の委員会において板橋区史跡公園（仮称）基本計画の策定に着手していたが、その後、委員会内部での検討及び文化庁との調整の結果、文化庁文化財部記念物課「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に示された指針に則り、保存活用計画、整備基本計画を策定することとなった。そこで改めて史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会を設置し、審議・検討を行った。

当委員会は文化遺産保存活用デザイン、近代化遺産産業史、科学史、建築史、造園・風景計画学、生産工学、都市デザイン、工学などの多分野の有識者で構成される専門部会と、地域の活性化、文化や商業・産業などの振興、観光、教育の視点から検討を行う区民部会で構成される。さらに委員会には、文化庁と東京都教育庁の職員がオブザーバーとして出席し、随時指導や助言をいただいた。

●史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会全体会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	平成30年 4月23日（月）	14名	委員会スケジュールの検討、整備経過の振り返り、史跡としての価値の確認

●同専門部会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	平成30年 6月29日(金)	8名	専門部会のスケジュール確認 保存活用計画1～2章の検討
第2回	平成30年 8月20日(月)	7名	保存活用計画1～2章の修正確認 同3～4章の検討
第3回	平成30年 11月2日(金)	7名	保存活用計画1～4章の修正確認
第4回	平成30年 12月20日(木)	7名	保存活用計画1～4章の修正確認 同5～11章の検討
第5回	平成31年 1月31日(木)	8名	保存活用計画全体の内容確認

●同区民部会

委員会	開催日	出席委員	協議内容
第1回	平成30年 9月10日(月)	6名	区民部会のスケジュール確認 専門部会の審議内容の報告・検討
第2回	平成30年 11月16日(金)	9名	専門部会の審議内容の報告・検討



委員会による現地視察



委員会開催風景

●史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会 委員一覧

委員長	波多野 純	日本工業大学名誉教授・旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所等近代化遺産群調査団長（建築史・保存修復・近代遺産群）
副委員長	鈴木 淳	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部日本史学研究室教授（近代化遺産産業史・史跡整備）
委員	鈴木 一義	国立科学博物館産業技術史資料情報センター長（科学史・産業技術史）
委員	小野 良平	立教大学観光学部観光学科教授（造園・風景計画学）
委員	大森 整	理化学研究所主任研究員（生産工学）
委員	斉藤 博	特定非営利活動法人日本都市文化再生支援センター理事長（都市デザイン）
委員	槌田 博文	チームオプト株式会社 代表取締役社長（工学）
委員	小林 保男	板橋区文化団体連合会会長
委員	平塚 幸雄	板橋区町会連合会副会長
委員	安達 博一	一般社団法人板橋産業連合会板橋大山支部役員
委員	萱場 晃一	板橋区商店街連合会副会長
委員	吉村 健正	東京商工会議所板橋支部会長
委員	深山 宏	板橋区観光協会会計担当・常任理事
委員	塚田 耕太郎	加賀まちづくり協議会名誉会長
委員	竹澤 喜孝	加賀五四自治会 会長
委員	赤木 勲	板橋区立金沢小学校 校長
委員	太田 繁伸	板橋区立板橋第五中学校 校長
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課（※）
オブザーバー	伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課

（※）平成30年10月文化庁組織改編に伴い変更

4. 計画の位置づけ

(1) 板橋区における上位計画と関連計画

板橋区は、区政の長期的指針である「板橋区基本構想」において、区の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と定めている。さらには、この将来像の実現に向け、区政を総合的・計画的に推進していく方向性と目標を示した施策体系として「板橋区基本計画 2025」をまとめている。

本計画は、上位計画である「板橋区基本計画 2025」に基づき、教育・産業・観光・ランドスケープ等の各分野における区内部の諸計画とも整合をとりながら策定する。

併せて前述の「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」を史跡公園整備の基本理念とし、その考え方を尊重して策定するものである。

ここでは関連する区の上位計画、関連計画について主なものを取り上げる。

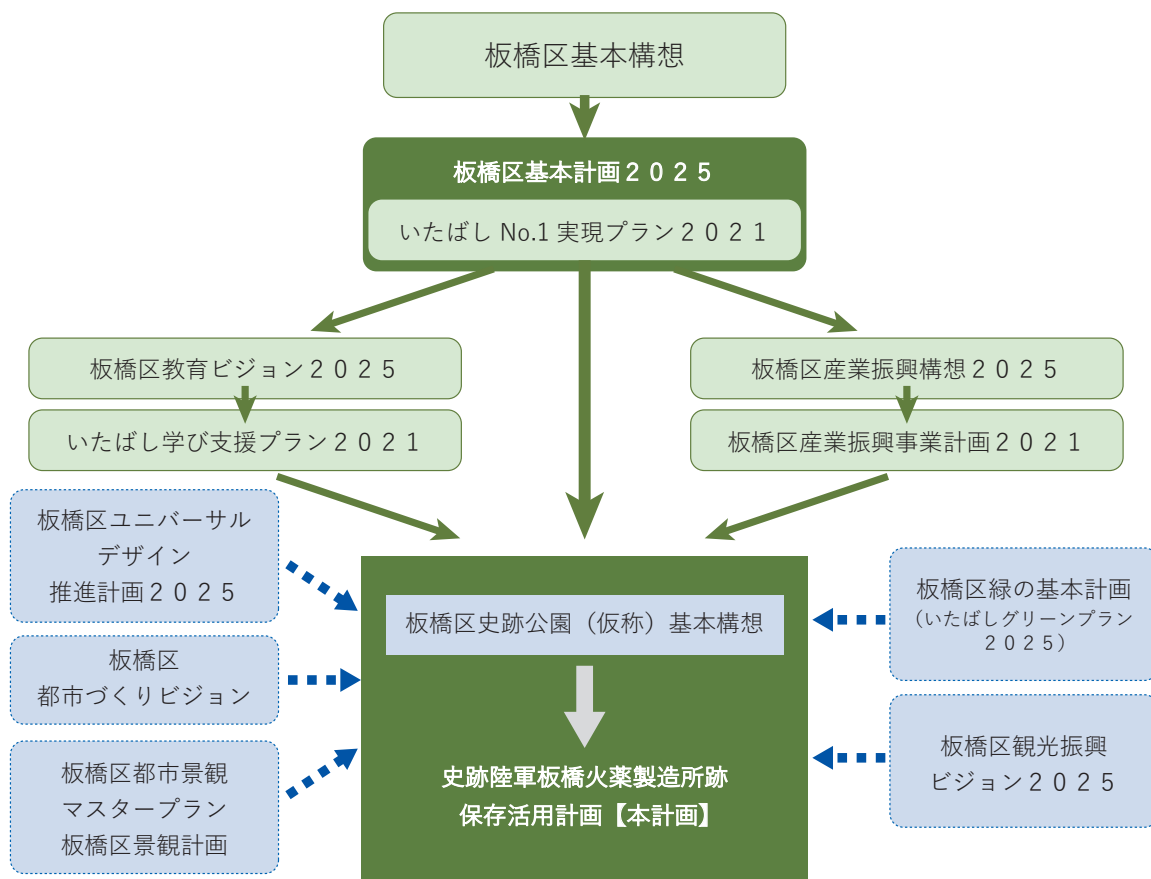


図 1 : 諸計画との関係図

①板橋区基本構想（平成27年10月策定）

「板橋区基本構想」は、将来の板橋区の望ましいまちの姿を示すものであり、区政の長期的指針として、区はもとより区民一人ひとりや地域の様々な団体、関係機関など、区内のあらゆる主体が共有するものである。この基本構想では、「あたたかい気持ちで支えあう」、「元気なまちをみんなでつくる」、「みどり豊かな環境を未来へつなぐ」という3つの基本理念と、平成28年度から概ね10年後を想定した、板橋区の将来像を「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」と定めており、さらには政策分野別に具現化した「9つのまちづくりビジョン」を掲げている。

この中で本計画に関連する「(5)文化・スポーツ分野」の概ね10年後のあるべき姿を抜粋する。（以下引用文）

中山道の宿場町として街道文化がはぐくまれてきた歴史や、国の重要無形民俗文化財に指定されている徳丸・赤塚の田遊びなどの伝統を大切にしながら、古今東西の多様な文化芸術活動が活発に行われ、楽しみ、つなぎ、創造するまちが実現しています。

「もてなしの心」で言葉や文化の違いを認め合い、外国人とともに暮らしたり、多様に交流したりすることによって、様々な新しい価値や活力が生まれています。

スポーツを世界共通の文化として親しみ、様々な方法で楽しむことによって、健康で心豊かに暮らすことができるとともに、プロスポーツやトップアスリート、大学などによる地域に根差した活動が郷土に対する愛着と誇りを高め、まちに感動や賑わいを生み出しています。

②板橋区基本計画2025（平成28年1月策定）

「板橋区基本構想」の実現に向けて、区政を総合的・計画的に推進していく方向性と目標を示し、中長期的な施策体系を明らかにするために策定されたもので、区の各政策分野における個別計画である。

この計画では「板橋区基本構想」に掲げる基本理念に基づき、将来像と政策分野別の「あるべき姿」を実現するため、基本目標、基本政策、施策の3層からなる施策体系を示している。本計画は、次の通り位置づけられている。（以下引用文）

○基本目標Ⅱ 「いきいきかがやく元気なまち」

基本政策Ⅱ -2 「心躍るスポーツ・文化」

施策02 「地域の歴史・文化の保全・継承・活用の推進」

文化財の活用や郷土芸能の普及によって、地域の歴史・文化を次世代へ継承します。

③いたばし No.1 実現プラン 2021（平成 31 年 1 月策定）

「板橋区基本構想」で掲げる将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向け、「板橋区基本計画 2025」に基づく施策を着実に推進していく短期的なアクションプログラムとして策定した。計画的に実施すべき事業である「実施計画」のほか、長期的な視点から区政経営の最適化をめざす「経営革新計画」、区政を担う人材・組織づくりを実現するための「人材育成・活用計画」の三本柱で構成されている。

史跡公園整備事業は計画的に進行管理していく実施計画事業 68 事業の一つに位置づけられている。（以下引用文）

No25 事業名「近代化遺産としての史跡公園整備」

国の史跡に指定された板橋火薬製造所がもつ歴史的価値を活かし、都内初となる近代化・産業遺産を保存・活用した史跡公園を整備します。

また、「板橋区基本計画 2025」では基本政策ごとの施策に横串を通して、施策事業を戦略的に進める未来創造戦略を打ち出しており、「いたばし No.1 実現プラン 2021」では「(1)オリンピック・パラリンピックレガシープラン」と「(2)にぎわい創出に向けた魅力拠点整備」を未来創造戦略に資する事業として掲げている。

史跡公園整備事業は「(2)にぎわい創出にむけた魅力拠点整備」に位置付けられており、観光資源としての役割を求められている。（以下引用文）

平成 32(2020) 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として想定される観光客の誘致を図るため、国史跡指定の史跡公園や、都指定有形文化財の指定を受けている旧粕谷家など、観光資源が集積している板橋地域、赤塚地域を「面」で捉えて整備を進めていきます。また、各施設間を観光客が周遊できるような仕組みづくりを行い、地域全体のにぎわいを創出していきます。

④板橋区教育ビジョン 2025（平成 28 年 3 月策定）・

いたばし学び支援プラン 2021（平成 31 年 1 月策定）

「板橋区教育ビジョン 2025」は区基本構想に示された教育分野のあるべき姿と教育施策の方向性を定めた「板橋区教育大綱」の実現に向けて、教育が中心的に担う人づくりの方向性を明らかにするものである。この教育ビジョンの実現に向け、「いたばし学び支援プラン 2021」が策定されている。

本計画は、「板橋区教育大綱」において「文化財や伝統芸能を保存・継承し、広く区民に伝え、郷土板橋への愛着と誇りを深めます」と位置づける施策の一環である。教育ビジョン 2025、学び支援プラン 2021 における本計画の位置づけを抜粋する。

（以下引用文）

○教育ビジョン 2025

板橋区にある多様な文化財や伝統芸能を保存・継承し、広く区民に伝え、創造性や人間性を養い、地域の一員としての郷土愛を高める教育を推進します。

○学び支援プラン 2021

高い評価を受けている加賀地域の史跡を適切に保存・活用するため、史跡公園として整備を進めていきます。史跡の活用にあたっては、日本の近代化や区の工業の始点として区民が誇りをもち、広く区外にも認知・理解されていくことが重要な視点となります。また、幅広い世代が訪れ、この史跡の歴史や本物の遺構から体験し学ぶことのできる場とします。

今後、国や都と協議を行い、保存活用計画や整備基本計画といった保存と活用を実現するための計画を策定し、それに沿って整備を進めていきます。

⑤板橋区産業振興構想 2025（平成 28 年 3 月策定）・

板橋区産業振興事業計画 2021（平成 31 年 1 月策定）

「板橋区産業振興構想 2025」は、社会・経済環境の変化に対応し、区産業の一層の活性化を図っていくために策定された。併せて振興構想に基づく施策の具体的な事業内容を示した「板橋区産業振興事業計画 2021」も策定されている。本計画に関連する部分を抜粋する。（以下引用文）

○板橋区産業振興構想 2025

観光資源の開発のため、体験観光の推進の中で始まった区の産業観光は、区が誇るものづくりの製造工場や製品など、区の産業を新たな観光資源として活用し、人々に親しまれてきました。次の 10 年における産業観光は、新たな舞台として、（仮称）板橋産業ミュージアムを含む史跡公園全体の活用を図るとともに、新たな役割として、板橋区産業のブランドストーリーを語り伝えることが必要です。産業観光に参加して、多くの区民や区外の方が、区産業の歴史や最新技術に触れることで、区産業のブランドストーリーが広く伝播し、板橋区の産業ブランドの確立に大きく貢献することが期待されます。

○板橋区産業振興事業計画 2021

事業No. 58（仮称）板橋産業ミュージアムの整備

板橋の産業ブランドの向上を図るため、区内産業の歴史を通じて産業や技術の未来につながるブランドストーリーを確立・周知する（仮称）板橋産業ミュージアムの整備を進める。

(2) 史跡整備に関する計画

①板橋区史跡公園（仮称）基本構想（平成 29 年 8 月策定）

本計画に先立ち、旧東京第二陸軍造兵廠内火薬研究所等近代化遺産群調査団による学術調査、史跡、近代化遺産としての評価、国史跡の指定に向けた意見具申といった経過の中で、当地を史跡公園として保存、活用するための基本方針として策定された。

この基本構想では整備の前提となる考え方、基本コンセプト、基本方針が定められており、本計画はこの構想を基に策定される。（以下引用文）

○前提となる考え方

近代化・産業遺産を保存・活用した都内初となる史跡公園を整備します。

前提1 近代化・産業遺産の保存・活用

前提2 ふるさと板橋を愛する心の醸成

前提3 ブランド力の更なる向上

前提4 板橋の力の結集と新たなシンボルの創出

○基本コンセプト

板橋の歴史・文化・産業を体感し、多様な人々が憩い、語らう史跡公園
～ここにしかない歴史を通じて、板橋の過去と現在を知り、未来へとつなげる～
～「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上・定着と新たな魅力の創出～

明治時代から昭和初期にかけて、加賀地区に形成された近代的な火薬製造所と研究施設及び戦後日本の頭脳が集った理化学研究所等は、都内有数のものづくりの拠点として発展していったばかりでなく、日本の産業や科学技術の発展に寄与し、近代化に大きく貢献しました。また、史跡公園として整備するエリアの中央を流れる石神井川は、過去には交通路としての活用だけでなく火薬製造所の貴重な動力源として利用され、現在では川沿いの桜並木とともに四季が織りなす景観が多くの人々に憩いをもたらしています。

史跡公園を整備していくにあたっては、板橋区基本構想で掲げる将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向けて、だれもが暮らしたくなる・暮らし続けたくなるまちとするため、にぎわいの創出とともに、若年層から高齢者層まで、板橋区の誇りとしていつまでも愛され、再び訪れたくなる史跡公園となることをめざしていきます。自然と調和した環境整備を基本に、今も残る遺構を実際に訪れ、見て、実感することを通して、板橋ならではの歴史や文化、産業の変遷、魅力と価値の理解へと導きます。さらに、ここで培われた様々な技術をふりかえるとともに、区内産業が手掛ける先端技術等の学びを通して、次代を担う子どもたちの郷土板橋を愛する心と夢を育み、「ものづくりの板橋」

としてのブランド力の向上と定着、新たな魅力の創出へとつなげていきます。

○基本方針

- (1) 区民をはじめ多様な人々が気軽に集い“憩う”
- (2) 日本の近代化の一翼を担った、板橋の歴史や文化を“学ぶ”
- (3) 板橋ならではの歴史を通じて、板橋の現在、そして未来を“創る”



図2：「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」における史跡公園整備の基本的な考え方

(3) 関係法令と規制について

本項では、史跡整備を実施するうえで関係する法令を取り上げる。これら関係法令においては、史跡を保存するために史跡指定地およびその周辺の開発行為に規制がかけられていること、史跡の保存活用のためになされる行為については各種法令の適用除外が受けられることが示されている。本計画の策定においては、各種法令の遵守に努める。

①文化財保護法

史跡指定地は、文化財保護法により開発行為等に慎重な対応が求められる。文化財保護法第125条第1項では、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められており、史跡の形状を変更する行為や史跡の保存に影響を与える行為を行う際には事前に文化庁長官の許可を受けなければならない。また、文化財保護法第184条第1項及び文化財保護法施行令第5条第4項1号により、上記行為のうち軽微なものについては地方自治体の教育委員会に権限が委譲されており、当該史跡の軽微な現状変更等の行為に関する許可等は板橋区教育委員会が行う。

②建築基準法・消防法

史跡に指定された建造物等については、我が国における貴重な文化的遺産であり、文化財保護法の規程により文化財の形状などの変更についての規制や保護のための措置が義務付けられていることから建築基準法を適用しないと規定されている（第3条第1項第1号）。同法では容積率や建ぺい率の制限や建築物における防火・避難について規定されているが、史跡指定地の建造物には適用されない。しかし史跡指定地内の建造物は不特定多数の人々が利用することが想定され、そのためにはこうした建造物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保が必要であることから、同法が制定された精神を念頭に置いた整備計画を検討する。また火災等の予防の根拠規定である消防法では、歴史的建造物は用途および面積の大小に係わらず防火対象物として位置付けされ（第17条および同法施行令別表第1第17項）、同法施行令第21条で自動火災報知機の設置を義務付けられている。

③都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容およびその決定手続き、都市計画制限などが規定されており、都市の開発や整備の根拠規程である。板橋区は、全域が同法第5条に定める都市計画区域（一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域）に指定されている。また河川等の一部地域を除き、ほぼ全域が同法第7条に

定める市街化区域（都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るために定められた区域）に指定されている。

同法第8条の規定により、都市計画区域については用途地域を定めることができ、その用途に応じて、建設可能な建物の種類、建ぺい率、容積率が決定される（表1、図3参照）。板橋区全域についても用途地域が定められており、史跡指定地は第一種住居地域と準工業地域に該当し、建設可能な用途が設定されている。

また史跡指定地の加賀一丁目には都市計画法第12条の4に規定される地区計画（建築物の建築形態、併せて公共施設その他施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画）が定められており、表2、図4のとおり区域の整備・開発・及び保存に関する方針が定められている。史跡公園の整備の検討においても、この地区計画の遵守に努める必要がある。

表1：史跡指定地における都市計画による制限

用途地域	第一種住居地域	準工業地域
建ぺい率	60%	
容積率	300%	
高度地区・絶対高制限	第3種高度地区・絶対高35m	
防火地域	準防火地域	
地区計画区域	加賀一・二丁目地区地区計画	
日影規制	高さが10mを超える建築物：4m / 5時間 - 3時間	

表 2 : 史跡指定地における地区計画

名称	加賀一・二丁目地区地区計画	
位置	板橋区加賀一丁目及び加賀二丁目各地下	
面積	約48.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	石神井川を軸とする緑豊かな環境づくりを進め、働き続けられるまち・住み続けられるまちとして、職と住の調和した良好な都市環境の形成をめざす。また、災害時の避難地域としての安全性の向上をめざし、建築物の建て替え等に合わせ、道路等の基盤施設の整備を行い、安全で快適な歩行者空間のネットワーク形成を図る。
	土地利用の方針	地区を、A地区・B地区・C1地区・C2地区に区分し、それぞれ次のように定める。(中略) 2. B地区は、石神井川沿いの緑を活かし、水と緑にも配慮したうるおいのある環境づくりを進める。また、過剰な車交通の発生のおそれのある施設の立地を抑制しながら、地区内の教育施設や医療・福祉施設等の充実を進めるとともに、企業の研究・開発機能や文化施設の立地誘導や周辺環境に配慮された中・高層住宅の整備を図る。(後略)
	地区施設の整備の方針	教育施設や医療福祉施設が集積し、災害時の避難場所・避難所や給水拠点等の指定がなされている本地区において、恒常的に地区の基盤施設としての道路が機能し、歩行者空間の充実を図り、安全で快適な道路の整備を次のように進める。 1. 地区内及び周辺とのネットワーク形成に配慮し、主要な道路については、区画道路を定め拡幅整備を進める。 2. 特に地区の骨格形成に資する道路については、歩道状空地の設置により、ゆとりとうるおいのある道路空間づくりを進める。
	建築物等の整備の方針	地区の特性を踏まえ、職と住が調和した新たな都市環境の実現を図るため、建築物等に関する制限を次のように定める。 1. 合理的な土地利用と秩序あるまち並みの形成を図るため、建築物の用途、建築物の形態又は意匠及び垣又はさくの構造の制限、地区区分に応じた建築物の高さの最高限度を定める。また、敷地の細分化を防止し、良好な環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2. ゆとりある歩行者空間の確保、避難用道路の安全性の拡充、通風や採光の確保を考慮し、地区区分に応じ、道路境界線及び隣地境界線からの建築物の壁面の位置の制限を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	うるおい豊かな地域環境の形成をめざし、歩行者空間の充実とともに、緑の保全及び整備に努める。



図4：史跡指定地地区計画 計画図

④都市公園法、都市公園法施行令、東京都板橋区立公園条例

都市公園法は、都市公園の設置および管理に関する基準を定めている。史跡指定地は整備終了後、史跡公園として供用する予定であり、都市公園法を遵守し設置、管理される。

同法第4条では公園内の建築物の建築面積に関する規定があるが、公園内に公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合は、都市公園を設置する地方公共団体の条例に委任されており、以下の通りである。

東京都板橋区立公園条例では、第4条の4で公園施設の建築面積の基準として法第4条第1項本文の条例で定める割合を100分の2に、また、施行令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書きの条例で定める範囲を、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるとしている。

文化財保護法の規定により史跡として指定された建築物についてはこの規定に該当するため、史跡を活かした都市公園を整備する際の制限の緩和がなされている。なお、当該史跡に遺存する建築物の建築面積はこの基準の範囲内である。

⑤景観法

本法律は良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講じるために制定された法律である。同法第8条に定める景観計画（良好な景観の形成に関する計画）では景観計画区域を定めることとなっており（同条2項）、板橋区では区全域を景観計画区域としている。特に史跡指定地は、石神井川沿いの桜並木や緑道と調和した景観づくりが求められているため、「石神井川軸地区」と「加賀一・二丁目地区」の二つの景観形成重点地区に指定されており、板橋区の良好な景観形成を推進する上で重要な位置づけにある地区とされている。

【加賀一・二丁目地区の景観形成の方針】

- ・加賀の品格にふさわしい街並み景観の形成
 - 教育施設、研修施設、住居施設などそれぞれの用途において、建築物と公共空間（道路・公園など）が一体となった加賀の品格にふさわしい街並み景観の形成を図る。
 - 歴史を物語る建物や場所、樹木などを大切にし、まち全体に四季の彩りを生かした緑が繋がる景観づくりを進める。
 - 住環境や街並み景観を乱さない品格のある屋外広告物の設置に努める。
 - 学園通り、けやき通り、王子新道などの主要道路と沿道における、地域の歴史や緑を活かした品格とゆとりのある景観の形成を図る。
- ・石神井川の魅力を高める景観の形成
 - 石神井川沿いの桜並木・緑道や歩道との関係に配慮するなど、河川側から見える建築物の魅力を高める。
 - 樹種の選定や色彩に関して、石神井川沿いの桜並木・緑道などの自然環境と調和した景観づくりに努めるとともに、生態系に配慮した沿川緑化を進める。
 - 敷地の狭いところでは、家の周囲へのプランターの設置など、身近なところから緑を育て、石神井川の緑との連続性を創出する。
 - 石神井川の景観の軸となる桜並木の維持・保全に努めるとともに、景観を楽しむ場でもある歩行者空間について、周辺の景観に配慮した整備を進める。
- ・道路、公園や石神井川と一体となった楽しく快適に歩ける道の景観の形成
 - 道路・公園や石神井川からのオープンスペースの設置など、配置の工夫により、歩行者に憩いの場を提供するよう努める。
 - 見せ場やたまり場などの石神井川沿いの魅力を楽しめる場所やオープンスペースの設置に努め、緑道を軸とした歩行者の回遊ルートの形成を図る。
 - 歩行者の視線の範囲では、自然素材を利用するなど、石神井川の自然と調和した景観づくりを進める。
- ・安心で心地よい加賀をつくる景観の維持
 - 通りに面した部分の植栽や樹木、生け垣などは、見通しや夜間の暗がりに配慮した剪定を行うとともに、地域の景観資源として大切に維持管理に努める。
 - 開発に伴い整備した歩道状空地や広場などは、日常的な清掃や維持管理を行うとともに、定期的な修繕を通じて、加賀の景観の魅力を高める。
 - 区民・事業者・区の連携によって、良好な公共空間や道路境界部の維持・改善に努める。
 - 工事用仮設物、仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう設置位置、形態・意匠、色彩等に配慮する。

図5：史跡指定地における景観計画

また、景観形成重点地区における開発に対しては、建築物、工作物の新築、増築、改築や、500 m²以上の開発行為等といった行為について、区に届出が必要となる。このほか、建築物の配置、高さ、規模、色彩等の景観形成基準が示されており、史跡整備の際には配慮を要する。

⑥河川法

史跡指定地を分断する形で石神井川が流れている。石神井川は小平市から始まり、西東京市、練馬区を流れ板橋区から北区を経て隅田川に合流する一級河川である。「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、大規模な護岸工事を除き板橋区が管理を行っている。

石神井川は河川法の適用を受ける河川であり、法的規制がかかる場合がある。具体的には、①流水を占有すること（第23条）②河川区域内において土地を占有すること（第23条）③土石等を採取すること（第24条）④河川区域内の土地に工作物を新築、改築、又は除去すること（第25条）⑤土地の掘削、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更すること及び竹木の植栽もしくは伐採などの行為をしようとする場合（第27条）は、その河川の管理者（国土交通大臣、知事又は市町村長、板橋区にあっては区）の許可を受けなければならないとされる。

石神井川自体は史跡指定地ではないが、史跡と密接に関係する要素であり一体的な活用が想定されるため、同法の規程を遵守した計画策定に努める。

⑦高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

不特定多数の人々が利用する一定規模（床面積2,000 m²以上）の建築物を建築する場合、施設の利用円滑化の基準に適合させる努力義務を負う。同法施行令第4条により、史跡に指定されている建築物については当該法律の適用を受けないが、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025（※）で定められた将来像「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまち いたばし」を実現するために、区の施設整備についてはユニバーサルデザインの視点を取り入れる必要があること、また既に多くの歴史的建造物整備にユニバーサルデザイン対応事例が存在し社会的要請もあることから、史跡公園の整備方法についてもユニバーサルデザインの導入を検討する。

※板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025・・・すべての人にとってくらしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザインへ考え方を発展させ、区政の様々な分野の取り組みに、ハード・ソフトの両面からこの考え方を取り入れて、人的介助の必要性をより少なくするとともに、だれもができるだけ、同じ場や状況のもとで、自由に行動できるまちを推進するため、平成29年1月に策定された。

⑧東京における自然の保護と回復に関する条例

この条例は、一定規模以上の敷地で開発計画や建築計画がある際には緑化を義務付けるものである。具体的には、都内で1,000㎡以上（国又は地方公共団体が有する土地では250㎡以上）の敷地で開発や建築等を行う場合、自然の保護と回復を図るために開発許可申請や緑化計画の届出が必要となる。なお地方公共団体が実施する行為については、許可に代えて東京都との協議となる。

本計画における史跡整備に係る行為についても、東京都との協議が必要となる。整備前の地下埋蔵物の発掘調査においても同様の協議が必要であるので注意を要する。

5. 計画の実施

本計画は令和元年度に発効し、関係者・団体等の協力を得ながら実施していくが、今後の調査結果などの成果や、区民の意見を反映するために本計画の見直しを行うことがある。

また史跡公園整備の詳細については、整備基本計画の中で検討する。